

和歌山市建設工事等一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）をいう。以下同じ。）において、一般競争入札を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 競争入札に付すべき建設工事等（以下「対象工事」という。）は、原則として制限付き一般競争入札の手続きの対象とする。ただし、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について」（平成6年1月 閣議了解）により示された1,500万SDRの基準額を考慮し、制限を設けずに一般競争入札を実施することができるものとする。

(入札の公告)

第3条 市長は、建設工事等を一般競争入札に付そうとするときは、公告によるほか、次に掲げる場所及び手段においても公開するものとする。

- (1) 建設総務課前掲示板への掲示
- (2) 本市ホームページへの掲載
- (3) その他必要と認める場所及び方法

(参加資格)

第4条 制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に掲げる事項とする。ただし、第6号は求めないことができることとし、建設コンサルタント業務の参加資格には第2号及び第8号は必要ないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 対象工事と同種の工事種別において、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けていること。ただし、対象工事に係る予定価格が6,000万円以上の建設工事にあつては、建設業法第3条第1項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 和歌山市建設工事等の競争入札参加資格審査基準（平成15年5月1日施行）に規定する競争入札参加資格を有する業者の名簿に登録されていること。
- (4) 和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 和歌山市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱（昭和62年12月21日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 対象工事と同種の工事を元請け（共同企業体としての実績の場合は、個々の対象工事ごとに定める出資比率以上の場合のものに限る。）として施工した実績を有すること。
- (7) 対象工事に配置を予定する監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者（建設コンサルタント業務にあつては技術者等）が適正であること。
- (8) 和歌山市競争入札参加資格登録において、対象工事と同種の工事種別に係る総合点数が、

対象工事ごとに市が定める点数以上であること。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者にあつては、更正計画認可の決定後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、再生計画認可の決定後本市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。

(10) 前各号に定めるもののほか、対象工事ごとに市が定める要件を満たしていると認められること。

(参加資格の決定)

第5条 前条に掲げる参加資格は、対象工事ごとに和歌山市建設工事等入札参加資格等選定委員会要綱（平成15年6月1日施行）に規定する和歌山市建設工事等入札参加資格等選定委員会の審議を経て決定するものとする。

(標準的な参加基準)

第6条 和歌山市競争入札参加資格を有する者（以下「登録業者」という。）が、制限付き一般競争入札に参加を希望する場合の標準的な参加基準は別表のとおりとし、別表によりがたいものその他必要な参加条件等については、各公告において定めるものとする。

(市内業者等の取扱い)

第7条 市内業者、準市内業者、県内業者及び県外業者の取扱いについては、登録業者のうち次のとおりとする。

(1) 市内業者とは、和歌山市内に本社（本店）を有する者とする。

(2) 準市内業者とは、和歌山県内に本社（本店）を有し、次の各号の全てに該当する者とする。

ア 和歌山市内に契約権限等を委任した適正な営業所を設置している者。

イ 和歌山市に法人市民税又は市民税を納めている者。

ウ 和歌山市の有資格者名簿の登録業種において、アに掲げる営業所に複数の常勤技術職員等を配置している者。

(3) 県内業者とは、和歌山県内に本社（本店）を有し、1号及び2号に定める以外の者とする。

(4) 県外業者とは、和歌山県以外に本社（本店）を有する者とする。

(等級区分設定工事)

第8条 制限付き一般競争入札に付する工事種別のうち、市内業者及び準市内業者の予定価格による参加上限金額及び参加下限金額（以下「参加金額」という。）による等級区分を設けるもの（以下「等級区分工事」という。）は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び鋼構造物工事とする。

2 等級区分工事は、別表のとおりとする。

(格付け)

第9条 等級区分工事を請け負おうとする市内業者又は準市内業者に該当する建設業者は、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査による総合評定値に和歌山市建設工事等の競争入札参加資格審査基準（平成15年5月1日施行）に基づく主観点数を加減した総合点数により当該建設工事種別ごとに格付けを行う。

(地域限定型の制限付き一般競争入札)

第10条 土木一式工事及び建築一式工事に係る制限付き一般競争入札については、別表に定める標準的な行政地区組合せ表に基づく地域限定型とし、その条件を設定するものとする。ただし、工事の特殊性又は難易度等により参加条件を定める場合にあつては、この限りでない。

(建設コンサルタント業務に係る参加基準及び地域限定型の一般競争入札)

第11条 建設コンサルタント業務に係る標準的な参加基準及び必要な有資格者は、別表のとおりとする。ただし、業務の規模又は難易度等により参加条件を定める場合にあつてはこの限りでない。また市長が特に必要と認める場合は、地域限定型の制限付き一般競争入札によることができる。

(建設コンサルタント業務に係る対象業務)

第12条 対象業務は次に掲げるものとし、対象区分ごとに必要な有資格者は別表のとおりとする。

- (1) 測量業務
- (2) 補償関係建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 建築関係建設コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務

(競争入札参加資格確認申請書、誓約書及び競争入札参加資格確認資料の提出並びに受付)

第13条 市長は、制限付き一般競争入札に参加しようとする者の参加資格を確認するため、参加希望者に競争入札参加資格確認申請書(別記様式第1号及び別記様式第1号の2。以下「申請書」という。)、工事施工に関する誓約書(建設工事に限る。別記様式第1号の3及び別記様式第1号の4。以下「誓約書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出を求めることとする。

2 申請に際し、提出期限は公告後10日間(休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び日曜日をいう。)及び土曜日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「休日」という。)を含む。)を下回らない期間とする。

3 申請書、誓約書及び資料についての取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請書、誓約書及び資料は持参するものとする。
- (2) 期限までに申請書、誓約書及び資料の提出がない者又は提出後の審査において競争入札参加資格がないと認められた者は、当該入札に参加することができないものとする。

(資料の内容)

第14条 資料の内容は、次のとおりとする。ただし、第2条ただし書に規定する制限を設けないうで一般競争入札を実施するとき又は対象工事の内容等により、第1号、第3号、第4号及び第5号の資料については求めないことができる。

- (1) 施工実績調書(別記様式第2号)及び当該工事契約書の写し。ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」による竣工時工事カルテにおいて当該工事等の内容を確認できる場合、その提出をもってこれに代えることができる。

- (2) 配置予定の技術者（配置予定の技術者の技術者区分、資格、経歴、同種工事の施工経験等）に関する監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）の技術者区分・資格・工事経験（別記様式第3号）
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (4) 共同企業体の場合は、建設工事共同企業体協定書（和歌山市建設工事共同企業体運用基準に基づき定められた協定書）
- (5) 営業所の専任技術者調書（別記様式第4号）
- (6) その他必要と認められるもの
（一般競争入札参加資格の確認）

第15条 参加資格の確認の結果は、第13条第1項に規定する申請書、誓約書及び資料の提出者に対して、競争入札参加資格確認通知書（別記様式第5号から別記様式第5号の10まで）により通知するものとする。

2 参加資格がないと認められた者に対する通知には、その理由を付した競争入札参加資格確認通知書により通知するとともに、次条第1号に基づく説明を求めることができる旨を明記するものとする。

3 第1項及び前項に規定する通知は、原則として申請書、誓約書及び資料の提出日から起算して7日以内（休日を含む。）に速やかに行うものとする。

（競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明）

第16条 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、前条第3項の規定による通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日を含む。）に市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (2) 競争入札参加資格がないと認められるものが説明を求める場合は、書面、電子メール又はファクシミリにより行うものとする。電子メール又はファクシミリにより提出した場合は、着信を確認しなければならない。
- (3) 市長は、説明を求められたときは、原則として、参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。
- (4) 市長は、説明を求めた者に参加資格があると認める場合には、当該通知を取り消し、前号に規定する回答と併せて、改めて競争入札参加資格がある旨の通知を行うものとする。
- (5) 現場説明会（現場説明会を行わない場合には、入札の執行）は、第3号及び前号に規定する手続が終了していることを確認の上実施するものとする。

（設計図書等の閲覧及びダウンロード）

第17条 当該工事に関する設計図書、仕様書その他の資料（以下「設計図書等」という。）は、参加希望者が建設総務課において閲覧できるとともに、本市ホームページから無償にてダウンロードできるものとする。

2 前項の閲覧及びダウンロードの期間は、公告の日から入札執行の前日まで行うものとする。

- 3 質問書の提出期間及び提出先については、その都度明らかにするものとする。
- 4 設計図書等に対する質問については、質問書（別記様式第6号）により書面、電子メール又はファクシミリにより行うものとする。電子メール又はファクシミリにより質問書を提出した場合は、担当課に着信を確認しなければならない。
- 5 質問に対する回答は、質問回答書（別記様式第6号の2）を本市ホームページに掲載することにより行うものとする。

（現場説明会）

第18条 特に必要があると認めるときは、現場説明会を行うことができるものとする。この場合においては、現場説明会を行う旨並びに現場説明会を行う日時、場所等を明らかにするものとする。

（入札の無効）

第19条 参加資格のない者又は参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札及び入札条件、現場説明会、現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨並びに市長により参加資格のあることを確認されたものであっても、確認後入札時において指名停止を受けている者のした入札は無効である旨を明らかにするものとする。

（苦情申立て）

第20条 本要綱に基づく参加資格の確認その他の手続に関し、和歌山市入札監視委員会に対して再苦情を申立てることができる旨を入札説明書において明らかにするものとする。

（入札参加者の公表）

第21条 一般競争入札に係る申請書、誓約書及び資料の提出状況並びに入札参加者の状況は、公表しても差し支えないものとする。

（特記事項）

第22条 参加資格を開札後に確認する事後審査型入札にあつては、おおむね本要綱を準用するものとし、その他詳細等については別に定めるものとする。ただし、本要綱と別に定めるものが相違する場合は、別に定めるものを優先するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成15年7月に公告する対象工事から適用する。
- 3 和歌山市一般競争入札実施要領（平成8年6月25日施行）は、本要綱の適用から廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行し、同日以降に行う建設工事等に係る入札公告から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、平成31年10月1日以後に目的物の引渡しが行われる見込みの建設工事等について適用し、同日前に目的物の引渡しが行われる見込みの建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以降に行う建設工事等に係る入札公告から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に行う建設工事等に係る入札公告から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行し、同日以降に行う建設工事等に係る入札公告から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

土木一式工事

発注金額	発注形態、別表（第10条関係）	参加可能等級区分又は総合点数
500万円未満	地域限定有	市内 S、A、B、C、D
	土木一式2,500万円未満	準市内 C、D
500万円以上 2,500万円未満	地域限定有	市内 S、A、B、C
	土木一式2,500万円未満	準市内 B、C
2,500万円以上 6,000万円未満	地域限定有	市内 S、A、B
	土木一式2,500万円以上 6,000万円未満	準市内 S、A、B
6,000万円以上 15,000万円未満	地域限定無	市内 S、A
	市内全域	準市内 S、A
15,000万円以上 30,000万円未満	地域限定無	市内 S
	市内全域	準市内 1,000点以上
		県内、県外 1,000点以上
30,000万円以上 100,000万円未満	地域限定無	市内 1,100点以上
	市内全域	準市内 1,400点以上
		県内、県外 1,400点以上

建築一式工事

発注金額	発注形態、別表（第10条関係）	参加可能等級区分又は総合点数
500万円未満	地域限定有	市内 S、A、B、C、D
	建築一式6,000万円未満	準市内 C、D
500万円以上 2,500万円未満	地域限定有	市内 S、A、B、C
	建築一式6,000万円未満	準市内 B、C
2,500万円以上 6,000万円未満	地域限定有	市内 S、A、B
	建築一式6,000万円未満	準市内 S、A、B
6,000万円以上 15,000万円未満	地域限定無	市内 S、A
	市内全域	準市内 S、A
15,000万円以上	地域限定無	市内 S
	市内全域	準市内 S
		県内、県外 1,000点以上

電気、管工事

発注金額	発注形態、別表（第10条関係）	参加可能等級区分又は総合点数
500万円未満	地域限定無	市内 S、A、B、C
	市内全域	準市内 B、C
500万円以上 2,500万円未満	地域限定無	市内 S、A、B
	市内全域	準市内 B
2,500万円以上 6,000万円未満	地域限定無	市内 S、A
	市内全域	準市内 S、A
6,000万円以上	地域限定無	市内 S
	市内全域	準市内 S
		県内、県外 1,000点以上

鋼構造物工事

発注金額	発注形態、別表（第10条関係）	参加可能等級区分又は総合点数
1,000万円未満	地域限定無	市内 A、B
	市内全域	
1,000万円以上 6,000万円未満	地域限定無	市内 A、B
	市内全域	準市内 A
6,000万円以上	地域限定無	市内 A
	市内全域	準市内 A
		県内、県外 1,000点以上

※ 県内・県外業者の参加については、規模及び難易度等により決定する。

※ 本表は標準的な参加基準を示しており、規模又は難易度によりこの表によらないことができる。

※ 本表に記載されていない工事については、別途参加条件を定める。

別表（第11条、第12条関係）

測量業務

発注金額	発注形態、登録	参加のための技術者要件
500万円未満	市内・準市内限定	測量士、測量士補いずれか1名以上の雇用及びいずれか1名以上の配置
	測量法に基づく登録	
500万円以上	市内・準市内限定	測量士、測量士補いずれか2名以上の雇用及びいずれか1名以上の配置
	測量法に基づく登録	

補償関係建設コンサルタント業務

発注金額	発注形態、登録	参加のための技術者要件
1,500万円未満	市内・準市内限定	補償業務管理士、国土交通省補償コンサルタント登録による補償業務管理者のいずれか1名以上の雇用及びいずれか1名以上の配置

土木関係建設コンサルタント業務（道路関係等）

発注金額	発注形態、登録	参加のための技術者要件
1,500万円未満	市内・準市内限定	技術士（建設、総合技術監理部門の選択科目が当該業務内容と同種部門）、RCCM（当該業務内容と同種部門）、国土交通省建設コンサルタント登録による技術管理者（当該業務内容と同種部門）のいずれか1名以上の雇用及び1名以上の配置

建築関係建設コンサルタント業務（小規模）

発注金額	発注形態、登録	参加のための技術者要件
500万円未満	市内限定	1級又は2級建築士いずれか1名以上の雇用
	1級・2級建築士事務所登録	
500万円以上 1,500万円未満	市内限定	1級建築士1名以上の雇用及び1名以上の配置
	1級建築士事務所登録	

建築関係建設コンサルタント業務

発注金額	発注形態、登録	参加のための技術者要件
1,500万円以上	市内・準市内・県内・県外	1級又は2級建築士いずれか3名以上の雇用及び1名以上の配置
	1級建築士事務所登録	

※ 県内・県外業者の参加については、規模及び難易度等により決定する。

※ 本表は標準的な参加基準を示しており、規模又は難易度によりこの表によらないことができる。

※ 本表に記載されていない業務については、別途参加条件を定める。

別表（第8条関係）

1 土木一式工事

等級	総合点数	参加金額（参加上限金額）
S	850点以上	上限金額の設定無
A	750点以上 850点未満	1億5,000万円未満
B	685点以上 750点未満	6,000万円未満
C	570点以上 685点未満	2,500万円未満
D	570点未満	500万円未満

2 建築一式工事

等級	総合点数	参加金額（参加上限金額）
S	800点以上	上限金額の設定無
A	750点以上 800点未満	1億5,000万円未満
B	685点以上 750点未満	6,000万円未満
C	570点以上 685点未満	2,500万円未満
D	570点未満	500万円未満

3 電気工事

等級	総合点数	参加金額（参加上限金額）
S	800点以上	上限金額の設定無
A	750点以上 800点未満	6,000万円未満
B	635点以上 750点未満	2,500万円未満
C	635点未満	500万円未満

4 管工事

等級	総合点数	参加金額（参加上限金額）
S	800点以上	上限金額の設定無
A	750点以上 800点未満	6,000万円未満
B	635点以上 750点未満	2,500万円未満
C	635点未満	500万円未満

5 鋼構造物工事

等級	総合点数	参加金額（参加上限金額）
A	700点以上	上限金額の設定無
B	700点未満	6,000万円未満

（注）市内業者、準市内業者の標準的な参加基準は別表（第6条関係）による。

別表（第10条関係）

（予定価格が2,500万円未満の土木一式工事）

番号	行政地区名
1	西脇、加太、有功、直川、湊、野崎、松江、木本、貴志、楠見
2	西和佐、和佐、小倉、川永、山口、紀伊、本町、大新、新南、宮、宮北、四箇郷、中之島
3	岡崎、西山東、東山東、城北、広瀬、芦原、宮前、三田
4	安原、雑賀、雑賀崎、田野、和歌浦、名草、雄湊、吹上、砂山、今福、高松

（予定価格が2,500万円以上 6,000万円未満の土木一式工事）

番号	行政地区名
1	西脇、加太、有功、直川、川永、山口、紀伊、湊、野崎、松江、木本、貴志、楠見
2	雑賀、雑賀崎、田野、和歌浦、本町、城北、広瀬、雄湊、大新、新南、吹上、砂山、 今福、高松、芦原、四箇郷、中之島
3	西和佐、岡崎、和佐、安原、西山東、東山東、小倉、名草、宮、宮北、宮前、三田

(予定価格が6,000万円未満の建築一式工事)

番号	行政地区名
1	西和佐、西脇、和佐、小倉、加太、有功、直川、川永、山口、紀伊、本町、城北、 宮北、四箇郷、中之島、湊、野崎、松江、木本、貴志、楠見
2	岡崎、安原、西山東、東山東、雑賀、雑賀崎、田野、和歌浦、名草、広瀬、雄湊、大新、 新南、吹上、砂山、今福、高松、芦原、宮、宮前、三田

競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付けで入札公告のありました
に係る競争入札の参加に際し資格等確認されたく、
入札説明書に基づく書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること並びに添付書類の内容については真実と相違ないことを誓約します。

競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付けで入札公告のありました
に係る競争入札の参加に際し資格等確認されたく、
入札説明書に基づく書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること並びに添付書類の内容については真実と相違ないことを誓約します。

工事施工に関する誓約書

工事名	
-----	--

標記の工事に対する当社の入札価格は、社内における詳細な検討の結果、施工が可能であると判断し申込みをしたものであります。

当社が落札者となり当該工事を施工する場合には、公共工事の施工者であることの責任のもとに次の事項を遵守し施工することを誓約します。

- 1 下請業者とは、請負金額、工期、代金支払等の面で、適正な契約を締結します。
また、工事着手までに、施工体制台帳及び施工体系図の写しを、担当課に2部提出します。
- 2 資材納入業者とは、契約代金、納期、代金支払等の面で、適正な契約を締結します。
- 3 労務者への適正な賃金支払を確保します。また、下請業者に対しても同様に指導します。
- 4 前払金の支払を受けたときは、下請業者等に対して相応する額を速やかに現金で前金払するよう十分配慮します。
- 5 現場代理人・監理技術者等・専門技術者を適切に配置し、施工に関する各法規を遵守するとともに、十分な安全管理を行います。
- 6 低入札価格調査を実施した工事については、調査において説明した内容で施工します。
- 7 工事の施工にあたり、あらかじめ地元住民や関係者の理解と協力を求め、その意向に十分配慮して施工するとともに、苦情や要望に対しては誠意を持って対処します。
- 8 その他当該契約の内容に適合した履行（設計内容のみならず品質管理、書類作成等を含む。）を確保します。

また、工事施工上、上記誓約に相違があった場合には、契約解除、指名停止等いかなる措置又は処分も甘受し、一切の異議を申し立てないことを併せて誓約します。

(宛先) 和歌山市長

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

工事施工に関する誓約書

工事名	
-----	--

標記の工事に対する当社の入札価格は、社内における詳細な検討の結果、施工が可能であると判断し申込みをしたものであります。

当社が落札者となり当該工事を施工する場合には、公共工事の施工者であることの責任のもとに次の事項を遵守し施工することを誓約します。

- 1 下請業者とは、請負金額、工期、代金支払等の面で、適正な契約を締結します。
また、工事着手までに、施工体制台帳及び施工体系図の写しを、担当課に2部提出します。
- 2 資材納入業者とは、契約代金、納期、代金支払等の面で、適正な契約を締結します。
- 3 労務者への適正な賃金支払を確保します。また、下請業者に対しても同様に指導します。
- 4 前払金の支払を受けたときは、下請業者等に対して相応する額を速やかに現金で前金払するよう十分配慮します。
- 5 現場代理人・監理技術者等・専門技術者を適切に配置し、施工に関する各法規を遵守するとともに、十分な安全管理を行います。
- 6 低入札価格調査を実施した工事については、調査において説明した内容で施工します。
- 7 工事の施工にあたり、あらかじめ地元住民や関係者の理解と協力を求め、その意向に十分配慮して施工するとともに、苦情や要望に対しては誠意を持って対処します。
- 8 その他当該契約の内容に適合した履行（設計内容のみならず品質管理、書類作成等を含む。）を確保します。

また、工事施工上、上記誓約に相違があった場合には、契約解除、指名停止等いかなる措置又は処分も甘受し、一切の異議を申し立てないことを併せて誓約します。

(宛先) 和歌山市長

年 月 日

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

施 工 実 績 調 書

会社名 _____

項 目		記 入 欄
工 事 名 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	請 負 代 金 額	
	工 期	年 月 ~ 年 月
	受 注 形 態 等	
工 事 概 要		

- ・ 公告において明示した工事の施工実績について、的確に判断できる具体的内容を記入すること。
- ・ 受注形態がJV施工の場合、出資割合を記入すること。

監理技術者等の技術者区分・資格・工事経験
会社名 _____

配置予定者の技術者区分 及び氏名		
最 終 学 歴		
法令による免許		
工 事 経 験 の 概 要	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	請 負 代 金 額	
	工 期	
	従 事 役 職	
工 事 概 要		

- ・ 工事概要については、項目別に簡明に記入すること。
- ・ 配置予定技術者は、公告に示す提出期限を審査基準日とし、その時点において他の工事との重複を確認する。
- ・ 配置予定者の技術者区分は監理技術者、主任技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐を記入すること。

営業所の専任技術者調書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

本店・支店名	業 種	氏 名	届出年月日

(注)「営業所の専任技術者」は、工事現場の現場代理人(請負代金額にかかわらず)及び専任を要する現場の主任技術者、監理技術者若しくは監理技術者補佐になることができません。

なお、営業所の専任技術者調書には本社及び支店のすべての許可業種において、当該技術者を記入願います。また、記入が多い場合については、同様の書式を作成し提出してください。

競争入札参加資格確認通知書

和建総(入)第 号
年 月 日
(年)

住所
商号又は名称
代表者氏名
様

和歌山市長

先に申請のあった下記の工事・業務にかかる競争入札参加資格について、次のとおり確認したので通知いたします。

- 1 入札執行日時 年 月 日()
- 2 公 告 日 年 月 日() (※指名競争入札は記載ありません)
- 3 競争入札参加資格の有無 有
- 4 入 札 場 所
- 5 工 事 ・ 業 務 番 号
- 6 工 事 ・ 業 務 名
- 7 工 事 ・ 業 務 担 当

8 予 定 価 格 (円 (消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)
円 税抜) = 入札書記載価格と比較

9 低 入 札 価 格 調 査 基 準 価 格 (円 税抜) = 入札書記載価格と比較

10 最 低 制 限 価 格 (円 税抜) = 入札書記載価格と比較

11 契 約 保 証 金 入札条件 第15条の規定による

12 金 額 の 記 載 方 法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に相当する金額に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 そ の 他 前払金の有無 部分払の有無
低入札価格調査 市議会の議決
建設リサイクル法適用の有無

※ ただし、契約金額が300万円未満の場合は前払を行わない。
※ ただし、契約金額が100万円未満の場合は部分払を行わない。

競争入札参加資格確認通知書

和建総(入)第 号
年 月 日
(年)

住所
商号又は名称
代表者氏名

様

和歌山市長

先に申請のあった下記の工事・業務にかかる競争入札参加資格について、次のとおり確認したので通知いたします。

- 1 入札執行日時 年 月 日()
- 2 公 告 日 年 月 日() (※指名競争入札は記載ありません)
- 3 競争入札参加資格の有無 無 理由
- 4 入 札 場 所
- 5 工 事 ・ 業 務 番 号
- 6 工 事 ・ 業 務 名
- 7 工 事 ・ 業 務 担 当

8 予 定 価 格

	円 (消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)			
(円 税抜)	=	入札書記載価格と比較)

9 低 入 札 価 格 調 査 基 準 価 格

	円 税抜)	=	入札書記載価格と比較)
--	-------	---	------------	---

10 最 低 制 限 価 格

	円 税抜)	=	入札書記載価格と比較)
--	-------	---	------------	---

11 契 約 保 証 金 入札条件 第15条の規定による

12 金 額 の 記 載 方 法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に相当する金額に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 そ の 他

前払金の有無	部分払の有無
低入札価格調査	市議会の議決
建設リサイクル法適用の有無	

※ ただし、契約金額が300万円未満の場合は前払を行わない。
 ※ ただし、契約金額が100万円未満の場合は部分払を行わない。

14 理 由 の 説 明

この通知書の理由に対し、説明を要する場合は、通知をした日の翌日から起算して7日以内(休日を含む。)に書面、電子メール又はファクシミリにより求めることができる。

競争入札参加資格確認通知書

和建総(入)第 号
年 月 日
(年)

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

和歌山市長

開札の結果資格審査のため落札を保留しておりました下記の工事・業務にかかる貴社の競争入札参加資格について、次のとおり確認したので通知いたします。

1 開札執行日時 年 月 日()

2 公 告 日 年 月 日()

3 競争入札参加資格の有無 有

4 開 札 場 所

5 工 事 ・ 業 務 番 号

6 工 事 ・ 業 務 名

7 工 事 ・ 業 務 担 当

8 予 定 価 格

(円 (消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)
円 税抜)

9 低 入 札 価 格
調 査 基 準 価 格

(円 税抜)

10 最 低 制 限 価 格

(円 税抜)

11 入 札 金 額

(円 税抜)

12 契 約 保 証 金

事後審査型制限付き一般競争入札(郵送方式)における入札条件
第19条の規定による

競争入札参加資格確認通知書

和建総(入)第 号
年 月 日
(年)

住 所
商号又は名称
代表者氏名
様

和歌山市長

開札の結果資格審査のため落札を保留しておりました下記の工事・業務にかかる貴社の競争入札参加資格について、次のとおり確認したので通知いたします。

1 開札執行日時 年 月 日()

2 公 告 日 年 月 日()

3 競争入札参加資格の有無 無 理由

4 開 札 場 所

5 工 事 ・ 業 務 番 号

6 工 事 ・ 業 務 名

7 工 事 ・ 業 務 担 当

8 予 定 価 格

(円 (消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)
円 税抜)

9 低 入 札 価 格
調 査 基 準 価 格

(円 税抜)

10 最 低 制 限 価 格

(円 税抜)

11 入 札 金 額

(円 税抜)

12 契 約 保 証 金

事後審査型制限付き一般競争入札(郵送方式)における入札条件
第19条の規定による

13 理 由 の 説 明

この通知書の理由に対し、説明を要する場合は、通知をした日の翌日から起算して7日以内(休日を含む。)に書面、電子メール又はファクシミリにより求めることができる。

競争入札参加資格確認通知書

和建総(入)第 号
年 月 日
(年)

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

和歌山市長

開札の結果資格審査のため落札を保留しておりました下記の工事・業務にかかる貴社の競争入札参加資格について、次のとおり確認したので通知いたします。

1 開札執行日時 年 月 日()

2 公 告 日 年 月 日()

3 競争入札参加資格の有無 有

4 開 札 場 所

5 工 事 ・ 業 務 番 号

6 工 事 ・ 業 務 名

7 工 事 ・ 業 務 担 当

8 予 定 価 格

(円 (消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)
円 税抜)

9 低 入 札 価 格
調 査 基 準 価 格

(円 税抜)

10 最 低 制 限 価 格

(円 税抜)

11 入 札 金 額

(円 税抜)

12 契 約 保 証 金

事後審査型制限付き一般競争入札(持参方式)における入札条件
第18条の規定による

競争入札参加資格確認通知書

和建総(入)第 号
年 月 日
(年)

住 所
商号又は名称
代表者氏名
様

和歌山市長

開札の結果資格審査のため落札を保留しておりました下記の工事・業務にかかる貴社の競争入札参加資格について、次のおり確認したので通知いたします。

1 開札執行日時 年 月 日()

2 公 告 日 年 月 日()

3 競争入札参加資格の有無 無 理由

4 開 札 場 所

5 工 事 ・ 業 務 番 号

6 工 事 ・ 業 務 名

7 工 事 ・ 業 務 担 当

8 予 定 価 格

(円 (消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)
円 税抜)

9 低入札価格
調査基準価格

(円 税抜)

10 最低制限価格

(円 税抜)

11 入 札 金 額

(円 税抜)

12 契 約 保 証 金

事後審査型制限付き一般競争入札(持参方式)における入札条件
第18条の規定による

13 理 由 の 説 明

この通知書の理由に対し、説明を要する場合は、通知をした日の翌日から起算して7日以内(休日を含む。)に書面、電子メール又はファクシミリにより求めることができる。

競争入札参加資格確認通知書

和建総(入)第 号
年 月 日
(年)

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

和歌山市長

開札の結果資格審査のため落札を保留しておりました下記の工事・業務にかかる貴社の競争入札参加資格について、次のとおり確認したので通知いたします。

1 開札執行日時 年 月 日()

2 公 告 日 年 月 日()

3 競争入札参加資格の有無 有

4 開 札 場 所

5 工 事 ・ 業 務 番 号

6 工 事 ・ 業 務 名

7 工 事 ・ 業 務 担 当

8 予 定 価 格

(円 (消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)
円 税抜)

9 低 入 札 価 格
調 査 基 準 価 格

(円 税抜)

10 最 低 制 限 価 格

(円 税抜)

11 入 札 金 額

(円 税抜)

12 契 約 保 証 金

事後審査型制限付き一般競争入札(電子入札方式)における入札条件
第18条の規定による

競争入札参加資格確認通知書

和建総(入)第 号
年 月 日
(年)

住 所
商号又は名称
代表者氏名
様

和歌山市長

開札の結果資格審査のため落札を保留しておりました下記の工事・業務にかかる貴社の競争入札参加資格について、次のとおり確認したので通知いたします。

1 開札執行日時 年 月 日()

2 公 告 日 年 月 日()

3 競争入札参加資格の有無 無 理 由

4 開 札 場 所

5 工 事 ・ 業 務 番 号

6 工 事 ・ 業 務 名

7 工 事 ・ 業 務 担 当

8 予 定 価 格 (円 (消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)
円 税抜)

9 低 入 札 価 格 調 査 基 準 価 格 (円 税抜)

10 最 低 制 限 価 格 (円 税抜)

11 入 札 金 額 (円 税抜)

12 契 約 保 証 金 事後審査型制限付き一般競争入札(電子入札方式)における入札条件第18条の規定による

13 理 由 の 説 明 この通知書の理由に対し、説明を要する場合は、通知をした日の翌日から起算して7日以内(休日を含む。)に書面、電子メール又はファクシミリにより求めることができる。

競争入札参加資格確認通知書

和建総(入)第 号
年 月 日
(年)

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

和歌山市長

開札の結果資格審査のため落札を保留しておりました下記の工事・業務にかかる貴社の競争入札参加資格について、次のとおり確認したので通知いたします。

1 開札執行日時 年 月 日()

2 公 告 日 年 月 日()

3 競争入札参加資格の有無 有

4 開 札 場 所

5 工 事 ・ 業 務 番 号

6 工 事 ・ 業 務 名

7 工 事 ・ 業 務 担 当

8 予 定 価 格

(円 (消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)
円 税抜)

9 低入札価格
調査基準価格

(円 税抜)

10 失 格 価 格

(円 税抜)

11 入 札 金 額

(円 税抜)

12 契 約 保 証 金

事後審査型制限付き一般競争入札(電子入札方式)における入札条件
第18条の規定による

競争入札参加資格確認通知書

和建総(入)第 号
年 月 日
(年)

住 所
商号又は名称
代表者氏名
様

和歌山市長

開札の結果資格審査のため落札を保留しておりました下記の工事・業務にかかる貴社の競争入札参加資格について、次のとおり確認したので通知いたします。

1 開札執行日時 年 月 日()

2 公 告 日 年 月 日()

3 競争入札参加資格の有無 無 理 由

4 開 札 場 所

5 工 事 ・ 業 務 番 号

6 工 事 ・ 業 務 名

7 工 事 ・ 業 務 担 当

8 予 定 価 格 (円 (消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)
円 税抜)

9 低 入 札 価 格 調 査 基 準 価 格 (円 税抜)

10 失 格 価 格 (円 税抜)

11 入 札 金 額 (円 税抜)

12 契 約 保 証 金 事後審査型制限付き一般競争入札(電子入札方式)における入札条件第18条の規定による

13 理 由 の 説 明 この通知書の理由に対し、説明を要する場合は、通知をした日の翌日から起算して7日以内(休日を含む。)に書面、電子メール又はファクシミリにより求めることができる。

質 問 書

提出日： 年 月 日

工事(業務)担当課		公 告 日	年 月 日
年 度 工事(業務)番号 工事(業務)名 工事(業務)場所			
質 問 書 提 出 者	所 在 地		
	商号又は名称 (共同企業体の場合は 共同企業体名)		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質 問 事 項			

和 号 外
年 月 日
(年)

和歌山市 局
部 課長

質 問 回 答 書

年 月 日付けで質問のあったことについて、次のとおり回答します。

年 度 工事(業務)番号 工事(業務)名 工事(業務)場所		
質 問 事 項		回 答 事 項